

令和4年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

令和4年8月31日（水曜日）

議事日程第3号

令和4年8月31日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第81号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第3 議案第82号 大仙市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第4 議案第83号 大仙市協和林業者等休養施設条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第5 議案第84号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第6 議案第85号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）

第7 議案第86号 大仙市川のまち歴史交流の杜条例の制定について（質疑・委員会付託）

第8 議案第87号 字の区域の変更について（質疑・委員会付託）

第9 議案第88号 令和4年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）

第10 議案第89号 令和3年度大仙市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・委員会付託）

第11 議案第90号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）（質疑・委員会付託）

第12 議案第91号 令和4年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 9 2 号 令和 4 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 議案第 9 3 号 令和 4 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 議案第 9 4 号 令和 4 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 6 議案第 9 5 号 令和 4 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 7 議案第 9 6 号 令和 4 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 9 7 号 令和 3 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について
（質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 9 8 号 令和 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 9 9 号 令和 3 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 1 0 0 号 令和 3 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 0 1 号 令和 3 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて（質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 0 2 号 令和 3 年度大仙市企業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 0 3 号 令和 3 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 0 4 号 令和 3 年度大仙市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 0 5 号 令和 3 年度大仙市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 1 0 6 号 令和 3 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について（質疑・委員会付託）

- 第 28 議案第 107 号 令和 3 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 108 号 令和 3 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 109 号 令和 3 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 110 号 令和 3 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 111 号 令和 3 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 112 号 令和 3 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 113 号 令和 3 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 114 号 令和 3 年度大仙市簡易水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 115 号 令和 3 年度大仙市下水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 37 陳情第 9 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情 (委員会付託)

出席議員 (22 人)

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1 番 佐藤芳雄 | 2 番 戸嶋貴美子 | 3 番 佐藤文子 |
| 4 番 佐藤隆盛 | 5 番 挽野利恵 | 6 番 秩父博樹 |
| 7 番 青柳友哉 | 8 番 安達成年 | 9 番 高橋徳久 |
| 11 番 橋本琢史 | 12 番 小笠原昌作 | 13 番 小松栄治 |
| 14 番 本間輝男 | 15 番 佐藤育男 | 16 番 山谷喜元 |
| 18 番 高橋敏英 | 19 番 橋村誠 | 20 番 渡邊秀俊 |
| 21 番 金谷道男 | 22 番 大山利吉 | 23 番 鎌田正 |
| 24 番 後藤健 | | |

欠席議員（２人）

１０番 古 谷 武 美

１７番 石 塚 柏

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
代 表 監 査 委 員	武 田 哲 也	上 下 水 道 事 業 管 理 者	舛 谷 祐 幸
総 務 部 長	福 原 勝 人	企 画 部 長	伊 藤 公 晃
市 民 部 長	谷 口 藤 美	健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸
農 林 部 長	渡 辺 重 美	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	伊 藤 優 俊	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	今 久	教 育 委 員 会 事 務 局 長	築 地 高
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	斎 藤 秋 彦	主 幹	佐 藤 和 人
主 幹	佐々木 孝 子	主 査	藤 澤 正 信
主 任	小 山 田 竜 司		

午前１０時 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、１０番古谷武美議員、１７番石塚柏議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第１、本会議第２日に引き続き、一般質問を行います。

5 番 挽野利恵議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 健） はい、5 番。

【5 番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○5 番（挽野利恵） おはようございます。公明党の挽野利恵でございます。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

さて、去る 27 日、3 年ぶりに開催された全国花火競技大会「大曲の花火」は、終始雨に見舞われたものの、開催を心待ちにしていた多くの観客を魅了し、盛会裏に終了いたしました。連日、多くのコロナ感染者が発生している中、安全な大会運営のためにご尽力された関係者全ての皆様のご努力に対し感謝申し上げるとともに、ご慰労の思いをお伝えしたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきますので、当局の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、電気料金の助成についてお伺いいたします。

ウクライナ情勢の影響などから、原油価格の高騰が続き、光熱費の負担増が市民・事業者に重くのし掛かっています。今夏は、シーズン当初から暑い日が続く、熱中症予防のために適正にエアコンを使用しつつも、一方ではコロナ対策として小まめに換気しなければならず、その分、例年よりも電気料金がかさむことは容易に想像できます。

そのような中、東北電力は本年 11 月から、法人向け高圧プランの基本料金と使用した電力の量に応じて発生する電力量料金の値上げを実施するとともに、家庭向けの低圧自由料金については燃料費調整制度の上限を廃止すると発表しました。これにより、高圧で 16 から 18 パーセント、低圧で 13 パーセントの値上げ率となるようです。

申し上げるまでもなく、今や電気は、私たちの日常生活を維持するための最も重要な社会インフラとなっており、その料金の値上げは確実に私たちの生活に重くのし掛かってきています。

東京電力管内の神奈川県平塚市は、原油価格・物価高騰等の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、7 月 1 日から電気料高騰緊急支援補助金の受け付けを開始しました。これは 4 月から 6 月までの 3 カ月間の電気代と昨年同時期の電気代との差額を 4 倍した金額を「1 年分の値上がり」とし、その 2 分の 1 を補助するもので、上限は

100万円とのことです。また、東北電力管内では、宮城県気仙沼市が7月15日から、事業者向けとして高圧電力利用事業者電気料金支援金の受け付けを開始しました。こちらは高圧電力利用施設において、4月から6月までの3カ月分の使用電力量の合計（キロワットアワー）掛ける2円で算出した額を助成するもので、1事業者当たりの上限が50万円と聞いております。

そこでお伺いたしますが、原油価格・物価高騰の中、頑張る市内事業者の経営を支援するために、本市においても電気料金を助成できないものでしょうか、当局のお考えを賜りたいと存じます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 挽野利恵議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の、市内事業者への電気料金の助成についてでございますが、市は今年度、コロナ禍における地域経済の回復を図るために、飲食店等支援給付金やテナント事業者支援給付金のほか、現在販売中のプレミアム付地域商品券発行事業による生活支援なども実施しているところでございます。

さらには、原油価格高騰対策としまして、貨物自動車運送事業者の方々に対し、掛かり増しの燃料費の一部を補助する予算につきまして今次定例会に計上をしております。地域経済の状況に応じた支援策を講じてまいります。

長期化するコロナ禍におきまして、各自治体がそれぞれの地域経済の再活性化に努めておりますが、追い打ちを掛けるような原油価格の高騰に伴う電気料金や燃料費、あるいは物価の上昇は、事業者の経営や市民の皆様の生活に大きな影響を与えております。

国では、物価上昇の影響により食料品やエネルギー分野をはじめとする値上げが、消費者の暮らしや事業者の経営に大きな影響を与えている状況を受け、地域の実情に応じた対策が講じられるよう、地方創生臨時交付金の増額を含む追加の支援策につきまして、9月上旬に策定すると報道されております。

また、県におきましても、物価高騰対策に関わる事業所及び生活支援策の検討が進められております。

市といたしましては、原油価格高騰対策として令和3年度に実施しました「福祉灯油購入助成事業」や、「社会福祉施設及び園芸農家燃油助成事業」の継続実施も検討しているところでありますが、国や県の支援動向に注視をしながら、市民の皆様の生活への

影響も考慮し、今後の支援策を講じてまいります。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。各様々な支援策で生活を応援していただいている状況をお聞きしました。今、電気料金についてお聞きしているんですが、今冬と、前にも行われた原油高騰対策支援との考え方、本当に冬の灯油に対する助成というものと、私が今話している夏の電気料金への支援、もしこういう電気料金と灯油に関して考え方があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 挽野議員の再質問にお答えを申し上げます。

今日の質問は、電気料金の助成ということのご質問でございますけれども、市としましては、様々な価格の高騰もありますので、電気料金だけではなくて原油高騰対策ということで、含めて今考えております。昨年の例えば、ご答弁申し上げました支援策についての、電気料金だけじゃなくて、例えば福祉施設につきましてはガスを使っている福祉施設もございますので、そういったところも含めて去年は支援を実施したところがございます。今回のことにつきましては、今、国の施策、それから県の施策、それから市の施策とありますので、ダブルブッキングをなるべくしないように、市として何が一番今、大事なところなのかということ、県の方は今、9月定例会に予算を計上するというふうに伺っておりますので、また、国の方も政策について9月の上旬に出すというふうに伺っておりますので、それらをしっかり見ながらですね、今、できるだけ早い時期に臨時議会をお願いしまして支援策を、補正予算の計上をしてまいりたいというふうに考えております。ただ、その際に電気料金の助成ということに絞るのではなくて、含めた形で燃料費、それから資材の高騰もあります。そういったことも含めた形で今考えているところでございます。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。今、電気料金に限らず、トータルな支援ということでご答弁いただいたと解釈してよろしいでしょうか。今回お聞きしたかったのは、冬の灯油代の高騰と同じように、今、電気料金の高騰で苦しんでいる事業者さんが多いということを訴えたかったのであります。市の施設の電気料金は補正予算等々でいろいろ手当てできますが、事業者さんは本当に直接ダイレクトに負担されています。そういう事業者さんに対して市当局の皆様はどういうふうなご認識をお持ちかお聞かせください。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 挽野議員の再々質問にお答えを申し上げます。

市内の事業者の皆さん、統計センサスでは約4千の事業者がごございますので、やはりこの皆さん、今、大変な状況にあるということだと思います。できるだけ早い時期に何らかの形で支援をしてまいりたいというふうには考えておりますけども、この電気料金の制度、それから値上げの考え方、これは様々なケースがありまして、今度の私どもが考えております支援策といいますか、給付策については、これまでは例えば事業所の場合は、例えば市の場合ですと減収が20パーセントという一つの目安を、これまでの令和2年、令和3年の事業者支援、いわゆる経営維持臨時給付金というのを実施しておりますけども、ただ、今回のそういった電気料金の支援を含めた、さっき燃料費全体、あるいは資材の高騰、そういったものを含めた支援を一緒になった形で行いたいというふうなことで考えておりますけども、その中でいわゆる収入の減収要件というのを設けない形で考えてまいりたいというふうに今思っております。ただ、議員おっしゃった電気料金の助成を今、このことについて実施した方がいいんじゃないのかというのが議員のご質問だと思いますけれども、このことも含めてですね、今、答弁でお答え申し上げました国並びに県の施策、支援策と市の支援策の整合性をしっかり図りながら、それから4千の事業者ありますので、財源の確保もしっかり見極めながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、「G I G Aスクール構想」における児童・生徒の目の健康維持についてお伺いいたします。

既にご承知のとおり、文部科学省によって推進されている「G I G Aスクール構想」

は、新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大し、国内でも全国の学校が長期にわたり臨時休校をしたことなどにより、想定された配置スピードをはるかに超え、一気に「1人1台端末」が実現しました。しかしながら、端末というハードは整ったものの、その活用方法はまだまだ発展途上で、現場の先生方には大変な苦勞なさっているものと思います。

激変する教育環境下にあって、教育レベルの維持・向上に日夜腐心されている先生方に、心からの敬意と感謝を申し上げる次第です。

端末、ハード部分の中に入れる中身、ソフト部分となるデジタル教材、デジタル教科書の導入など、これからの学びは無限の可能性を秘めていると感じます。どうぞ子どもたちの学びのために、引き続き努力していただきたいと存じます。

さて、一方で、このデジタル機器が子どもたちの目に及ぼす影響が心配されています。文部科学省の学校保健統計調査によると、令和元年度の「裸眼視力1.0未満の者」の割合は、幼稚園26.06パーセント、小学校34.57パーセント、中学校57.47パーセント、高等学校67.64パーセントとなり、小・中・高ともに過去最高となりました。

近年、裸眼視力1.0未満の児童・生徒が過去最多を更新し続けている中、学校の健康診断においては、児童・生徒等の裸眼視力のみの測定となっており、その先の詳しいデータの把握までには至っていなかったとのこと。このため、昨年、文部科学省では、医療関係者等の協力の下、初めて全国29校の小・中学生約8,600人を対象に、測定装置を使った詳細な視力の実態把握のための大規模調査を行いました。この「児童・生徒の近視実態調査」の結果によると、目の表面の角膜から最も奥にある網膜までの眼球の奥行き、いわゆる「眼軸」^{がんじく}の長さを調べたそうで、「眼軸」が長ければ長いほど近視が進んでいるとされ、調査では学年が上がるほど近視が悪化する傾向が明らかとなりました。眼軸の長さの平均は、小学校1年生男子は22.96ミリ、女子は22.35ミリ、中3では男子が24.61ミリ、女子が24.18ミリ。小学6年生の平均の長さは成人の平均に達しているとのこと。

そこで一つ目の質問ですが、本市において裸眼視力1.0未満の児童・生徒は何人、何パーセントかお知らせください。眼軸の長さが延びることで起きる近視は、30センチ以内の近い所を見る時間が長くなると進行するとされています。近視の進行を抑えるには、1日2時間程、屋外で活動し、十分な日光を浴びると効果があることも分かって

います。

そこで二つ目の質問ですが、近年、裸眼視力1.0未満の児童・生徒が過去最多を更新し続けている中、本市においては、パソコンやタブレットを使って学ぶ児童・生徒の目の健康維持について、何かしらの対策を講じているものかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「GIGAスクール構想における児童・生徒の目の健康維持」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 質問の、「GIGAスクール構想」における児童・生徒の目の健康維持についてお答え申し上げます。

はじめに、本市における裸眼視力1.0未満の児童・生徒数につきましては、令和3年度学校保健調査では、小学生912人、33.1パーセント、中学生492人、40.4パーセントとなっております。令和元年度の同調査と比較すると小学生が50人、4.4ポイント増加し、中学生は21人、0.6ポイント減少しております。

次に、目の健康維持の対策につきましては、小・中学校の保健の授業において「健康な生活・病気の予防」に関する学習の中で、パソコンやタブレットの適切な使い方とともに目の健康について学習しております。

また、養護教諭が作成する保健だよりや保健委員が中心となって行う児童生徒集会で目の健康について取り上げたり、学級活動においてメディアのより良い使い方について話し合ったりするなど様々な取り組みをしております。こうした学習に加え、学校でタブレットを利用する機会が増えてきたことから、教室の明るさ、姿勢、利用時間等にも配慮しております。

一方、今年の夏休みは、全小・中学校でタブレット端末の持ち帰りを実施しました。教育委員会では保護者用のリーフレットを作成し、その中で端末を利用する際の健康面での留意点や利用時間等のルールについて触れており、児童・生徒はもとより、保護者への啓発も図っております。

教育委員会といたしましては、子どもたちが家庭においてゲーム機やスマートフォンをはじめとするデジタル端末に触れる機会が多いことから、引き続き学校と家庭との連携を大切にしながら、目の健康維持に努めてまいります。

翌年度に小学校に入学する子どもに対して就学時健診というものがありますが、その際に家庭教育の支援のパンフレットをお渡しし、目の健康、スマートフォン等の正しい使い方を含めて目の健康についてお伝えするような場面も作っておりますので、こういうものをさらに力を入れて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、12番小笠原昌作議員。

（「はい、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

【12番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。私からも、まずもって、待ちに待っていた3年ぶりに開催された大曲の花火、雨の中ではありましたが、多くの花火ファンが久しぶりに人波を押し寄せるといふ、活気に満ちあふれた今年最高の夏のイベントでした。市民の一人として、「ありがとう」の感謝の言葉を送りたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

はじめに、新型コロナウイルスの感染防止策について行います。

新型コロナウイルスのオミクロン株により、感染者の爆発的な増大は一向に収まらず、毎日朝の新聞を見るのが怖い今日この頃であります。政府は、現時点では今までとは違い、行動制限を強化はしていないが、感染防止対策を強く訴えながら経済社会活動の両立を図ろうと取り組んでいます。しかしながら、現在の感染状況数を見ると、この3年間で想像のつかない爆発的な感染者の増加が出ています。特に流行「第7波」に入った7月頃からは、県内・大仙保健所管内も急激な増加により、特に若年層の感染者が増えています。ワクチンの接種は3回目が終わり、4回目に入っていますが、若い世代の接種がなかなか進んでいないようです。家族や周囲に感染させないためにも、専門家はワクチン接種を推奨しています。強制的ではないが年代を問わず希望する人が速やかに接種できるよう、体制を整える必要があると思います。

そこで、大仙市管内のこれまでのワクチン接種率は、どのようになっているでしょうか。接種率の向上によって一番感染を食い止める効果があるようですが、具体的にどのような啓発推進を講じているかお伺いいたします。

また、特別行動制限がないため、感染に対する感覚が少し緩んでいるのではないかとよく耳にします。オミクロン株と同様、派生型BA.5は重症化が少ないといわれていますが、専門家は決して油断できないと言っています。この緩みに、どう警報を流しているかお聞きしたい。

一方、医療機関では、感染者の急増により病床使用率が増え、住民の医療提供体制への影響が大きく生じています。特に入院予定や手術予定の患者は、不安が募っている状態です。また、高齢者施設、医療機関でも医師や看護師など懸命に取り組んでおりますが、その中で医療スタッフの感染や濃厚接触も相次ぎ、自宅待機などで対応している状況です。現に市内の開業医の休診なども出てきております。今日では人手不足など医療体制が逼迫ひっばくしており、大変な事態となっております。

また、発熱外来においても、夜遅くまで医療スタッフが他の患者との接触を避けるなど、感染リスクの回避策を懸命に講じております。そこで、本市としても行動制限がある・なしは別としても、感染防止を徹底した対策が必要かと思えます。「今一番大切なのは、人々の命を守ることにほかならない」。市ではこれまでもいろいろな対応をしていますが、新規感染者数の急拡大を食い止めるために、さらに一層の強い取り組みを急ぐべきだと思っております。今後、市民一人一人に対する具体的な感染防止策を改めて徹底し、医療の逼迫回避に努めることが肝要だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 小笠原昌作議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルスの感染防止策についてであります。はじめに、ワクチン接種率の向上につきましては、本市のワクチン接種率は、8月29日現在で、1回目接種率が88.7パーセント、2回目接種率が88.2パーセント、3回目接種率が75.8パーセントとなっております。3回目接種率を年代別に見ますと、60歳以上が90.9パーセントと9割を超えているものの、50歳代が85.1パーセント、40歳代が77.7パーセント、30歳代が66.6パーセント、12歳から29歳までが59.3パーセントと、議員ご指摘のとおり若年層の接種率が低い傾向にあります。

なお、5歳から11歳までの小児については、公表されている2回目接種率の全国平均が19.6パーセントであるのに対し、本市においては49.8パーセントと全国平均よりも高い傾向にあります。

接種率の向上策といたしましては、ワクチン接種について理解を深めていただくため、接種券送付時に厚生労働省発行のチラシを送付しているほか、市ホームページ等にも同様のお知らせを掲載するなど周知に努めておりますが、引き続き、ワクチン接種の効果や安全性に関する積極的な情報提供を行ってまいります。

また、これまで市内3カ所での集団接種を中心にワクチン接種を実施してまいりましたが、9月1日より、新たな取り組みとして市内14の医療機関にご協力をいただき、個別接種を実施することとしております。

より身近な、かかりつけ医においてもワクチン接種を受けられるようにすることで、希望する全ての方が速やかに接種できる体制づくりを進め、接種率の向上に努めてまいります。

国では、現在流行しているオミクロン株に対応したワクチン接種について、早ければ9月中の実施を目指しているとの報道もされているところでもあります。

本市においても、引き続き、国の動向を注視するとともに、大曲仙北医師会など関係機関のご協力をいただきながら、安全・安心にワクチンを接種していただけるよう準備を進めてまいります。

次に、市としての感染防止策につきましては、7月中旬以降、第7波の到来により、県内での感染者が急増したことから、8月9日に市内全戸に緊急広報を配布したほか、同日に新聞広告を掲載し、冷房使用時の換気や基本的な感染防止対策の徹底について注意喚起を行いました。

また、併せて防災メールやアプリ、SNS、市ホームページなどにおいて、感染防止対策の徹底や、早めのワクチン接種、積極的なPCR検査所の利用などを呼び掛けてまいりました。

議員ご質問のとおり、秋田県では、感染者の急増に伴い、8月中旬以降、病床使用率が6割を超えた状態が続いており、医療体制が逼迫しておりますが、現在、国・県による感染拡大への対応方針は、新たな行動制限を伴うものではなく、ワクチン接種や一人一人の感染防止対策を徹底し、社会経済活動をできる限り維持していくものとなっております。市といたしましても、医療体制が崩壊しないよう、基本的な感染防止対策の徹

底について、引き続きしっかりと市民の皆様に注意喚起してまいりたいと考えております。

【今野副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○12番（小笠原昌作） どうもご丁寧なご答弁ありがとうございました。昨日30日の報告では、県内では新たに1,566人が感染し、ついに累計では、秋田県では8万人を超えました。大仙保健所管内でも昨日は307人と、また大きく増えています。

そこで、これまでの大仙市管内での感染者延べ数はどのくらいでしょうか。また、県はじめ秋田とか横手、こういう近隣市との感染防止策の連携は、どのように行われているか。常に秋田とか横手、皆さん通勤・通学でたくさん行き来していますけれども、そういう中でどのような対策をなされているかちょっと聞きたいと思います。

一方、高齢者施設や保育園、学校関係も連日大変増えているようですけれども、これらについての市としての対応策というか連絡、そういうものについては、どのような形で行われているかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 小笠原議員の再質問にお答え申し上げます。

はじめに、大仙市管内の感染者数というお問い合わせだったと思いますが、秋田県では残念ながら市町村ごとの感染者数は公表されておりませんので、大仙保健所管内の感染者数について申し上げさせていただきます。8月30日までに延べ9,757名の方が感染されております。保健所管内の人口の比率からいきますと、感染者の比率は8.33パーセントということで、100名のうち8名は既に感染されているという状況でございます。

それから、2点目の近隣市町村との連携でございますが、今回のオミクロン株、特にBA.5につきましては、全国的な感染状況を見ましても、大変感染力が強いということで、市町村単位というよりは県単位の対応が必要であるということで、当市を含め県内の他市町村におきましても、秋田県の対策、方針を、同様の方針、対策を講じている状況でございますので、本市におきましても県の方針を対応を徹底してまいりたいと考

えております。

それから、3点目の高齢者施設、保育園、学校等の対応でございますが、これにつきましては、それぞれ所管する省庁や県の担当課を通じて、業種ごとに対応のガイドラインが示されておりますので、それにのっとって対応をしているという認識でございます。ただ、残念ながら感染力が非常に強い状況にありますので、感染が広がっている施設等も多いのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。先程も申し上げましたとおり、要である医師会との連携も、どうかひとつ厳密に図っていただきながら、一日でも早く、一刻でも早く、コロナ収束に近づくようお願いしたいと思います。

そして、関係者のいろんな方々には、連日連夜、命懸けの対応策をなされていることに本当に感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（小笠原昌作） 二つ目の農家への生産資材高騰対策についてですが、ロシアのウクライナ侵攻や円安などによって、農家が使用する燃油・電気代・生産資材高騰対策について支援が急務となっております。

先の市政報告では、市長が貨物自動車運送事業者に対し、燃料費の一部を支援とともに園芸農家や畜産農家、肥料高騰対策についても市独自の支援策を検討すると、大変前向きな発言がありました。

農家にとっては、政策が猫の目のごとくころころ変わる昨今、この時期、農業経営者にとっては自然災害などについても、いつ来るか分からない中で農業資材高騰は、農家にとっては大変なことであります。また、若い担い手にも大きく左右されますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

資材高騰は、営農経営継続に関わる喫緊の課題でありまして、優先して対応を具体化する必要があると思います。特に化学肥料価格急騰の緩和対策のコスト上昇分の7割補填する支援金を早急をお願いして、農業者が安心できる仕組みとしてほしいものです。

また、肥料や他の燃油の高騰に隠れて気付かないのが、先程、挽野議員も申し出ておりましたけれども、電気代の高騰も忘れてはならないと思います。花卉^{かき}農家、畜産農家などにも負担が掛かっている状態です。

秋田県市長会でもきめ細かい要望をしているようですが、全ての高騰に影響緩和対策の実現のために、県や国に積極的に要望を展開し、農業ばかりでなく全ての産業のために、生活のために、さらに一層のご尽力をしていただきたいと思います。そして、これらの対応策として、いち早く制度設計には手続きの簡素化や要件の柔軟化で、迅速な支払いや現場の実態への配慮が欲しいものです。

そこで、市としては、これまでも鋭意努力してくださっておりますが、今後さらに独自の農家の資材高騰対策に具体的にどのような取り組みをしていくかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の二つ目の発言通告であります「農家への生産資材高騰対策」に関する質問につきましては、農林部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 質問の、農家への生産資材高騰対策についてお答え申し上げます。

農業生産資材等の価格は、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により原料の国際価格が大幅に上昇し、化学肥料をはじめとした農業資材価格が高騰してございます。

肥料販売者であるJAグループにおいては、積立金の活用による価格の据え置きが限界に達したため、本年6月から価格を改定しており、主要品目では約7割の値上げが行われております。

こうした高騰の状況を受け、国では、肥料価格の高騰に直面する農家への支援として、新たに肥料価格高騰対策事業を創設し、化学肥料の低減に向けた15項目のうち、二つ以上に取り組む農業者に対し、本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料の価格上昇率に、使用量低減率である9割を乗じた額の7割を、いわゆる実質、価格上昇分の63パーセントを支援金として交付することとしてございます。

事業の実施に当たっては、県協議会が事業実施主体となり、JA等の肥料販売業者が農業者の申請を取りまとめ、一連の交付手続きを進めることとなりますが、具体的なス

スケジュールは今後、県から示される予定となっております。市といたしましては、農業者への周知のほか、提出書類のチェック等、市内農業者が申請から交付までの手続きがスムーズに行われるよう対応してまいります。

また、J A秋田おぼこでは、農業者の負担軽減が図られるよう、来年作に向けた肥料の早期予約注文や、年内受け取りの奨励による割引制度を設ける予定と伺っております。

市独自の取り組みといたしましては、要件となる化学肥料使用量の削減に向け、耕畜連携の実践に向けた堆肥散布機械等の導入支援や、燃油高騰対策としては、昨年度実施いたしました原油高騰対策支援事業をベースといたしまして支援策を検討してまいります。

飼料高騰対策としては、配合飼料価格安定制度において県が実施する積立金の軽減措置や、粗飼料の確保においては高品質粗飼料生産研修会の開催も今後計画してまいります。

議員ご指摘の燃料・肥料・飼料等、農業生産資材の高騰対策については、国に対し秋田県市長会を通じ、本市が提案市となって支援の充実、あるいは事務手続きの簡素化を要望しております。

なお、電気料の高騰対策につきましては、先程、挽野議員の答弁でお答えいたしましたとおり、国や県の支援の動向を注視しながら、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○12番（小笠原昌作） もうすぐ秋の収穫が始まるわけですがけれども、農家にとっては決して米価も明るい方向に向いていないし、そして、J Aおぼこ管内は、今もって1俵から例の70億、80億の何というかな、お金を担うために500円支払うという状況でありますし、非常に年々、農家にとっては厳しい状況であります。どうかひとつこういう面で、農業資材高騰に対する対策、これらについては、農業団体、そして農業法人などいろんな形で連携を取っていただきたいと思います。現に今、これらの団体との具体的な連携、それらについては、毎日ではないと思いますがけれども、時々現場の声を聞きながら市としては反映しているのか、対応をしているのか、それらについてちょっと

お聞きしたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。渡辺農林部長。

○農林部長（渡辺重美） 小笠原議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、今、生産資材高騰という切り口で質問ございましたけれども、まず、この生産資材高騰というのは昨年の米価大幅下落という段階で、春の段階から実は農家さんでもかなり不安視する方々が多かったと。要は、米価が、ある程度春の段階で農家さんの情報等によれば、ある程度維持の方向にはあるものの、ここで生産資材関係が高騰してしまえば米価以上の打撃があるということが既に農業法人さん、あるいは認定農業者の方々からお話は、結構早い段階から伺ってございます。

最近、今年の米価につきましては、やはりこういった生産資材が高騰している中で、米価がひとり負けということにはいかないでしょうというような業界の働き掛けも結構強くございまして、例えば新潟の一般コシであれば1, 500円ぐらい1俵当たり上がるというような報道も目にしております。

また、北海道については、昨年と同様、今年も豊作基調だという中にありますけれども、大体500円ぐらいは1俵当たり上げると。この、上げという判断というのは、今年、国が進めようとしていた3万9千ヘクタール、こちらを主食用米から転換が最低限、米価を維持するためには必要だといってきたところですがけれども、各産地の頑張りによりまして4万3千ヘクタールが主食用米からの転換が図れたという状況でございます。そこで今度生産費が、米価が若干1割程度上がっても、生産費で要は7割くらい上がるだとか、そういう状態でございますので、ここは農家さんも確かに正念場、私どもも正念場という場面でございますので、これが今、対策を講じることによってクリアされるわけではなくて、多分今後も引きずっていつてしまうものと思っておりますので、やはりここでは国、農家さんのご意向をしっかりと受け止めまして、国・県への要望は当然のことながら、どうしても対応がない部分については、市独自の対策をできる限り講じながら進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○12番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。どうか大変厳しい農業情勢で

ありますけれども、担当者の方々、大変ご難儀を掛けますけれども、農家の方に長靴を履いて、現場に声を掛けて、そして一つでも不安を払拭するようお願いしたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて12番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【12番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。午前11時10分再開をお願いいたします。

午前10時56分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、7番青柳友哉議員。

（「はい、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） まずはじめに、一言感謝を述べさせていただきたく思います。前回の第2回定例会の一般質問で伺った保育施設の受け入れ可能園児数の定期的な公表ですが、早速、先月から月1回、市のホームページで公表いただいております。この情報公開を喜ぶ市民の方の声も聞こえてきております。迅速にご対応いただきまして大変ありがとうございました。

今回は、大仙市の人口問題への対応、その中でも若者の移住・定住支援について質問いたします。

当市が抱える人口問題は、大きく分けると二つになります。一つが総人口の減少という量の問題で、もう一つが高齢化、すなわち高齢者1人を支える現役世代の人数が小さくなってきているという構造の問題です。

近年、大仙市の総人口は、年間1,300人程減っています。この1,300人を自然減と社会減に分けてみます。すると、生まれる方よりも亡くなる方が多いことによる自然減、これが1,000人程で、転入者よりも転出者が多いことによる社会減、これが300人程です。また、西暦2000年の時点の大仙市は、高齢者1人を現役世代2.

35人で支えていました。これが一昨年の2020年の時点では、高齢者1人を現役世代1.33人で支えています。これらの人口問題に対処するため、市は大仙市人口ビジョンを策定し、その中で取り組みの方向性を幾つか定めています。その一つが自然減の抑制、これは結婚・出産・子育て支援の充実を通じて出生数の増加を促進するものです。もう一つが社会減の抑制、これは主として転出者の多くを若者、特に10代の後半から20代の前半の世代が占めていることを前提として、地元の若者がそのまま地元に残って働けるように、また、地元を離れて進学・就職した若者や市外出身者の若者が大仙市にAターンしてくれるように、仕事と暮らしの環境整備を促進する、そうしています。そして、この大仙市人口ビジョンには、移住・定住に係る施策については、「合計特殊出生率の基礎となる15歳から45歳までの年齢層の人口定着に重点的に取り組む」とも記載されています。これは、目下の社会減を抑えながら、長期的には出生数の増加を通して自然減を抑えていくことにつながる、とても良い策であると私、思います。

新型コロナの影響もあり、全国的に婚姻数や出生数の低下に拍車が掛かっています。是非、老松市長はじめ市当局には、今まで以上に力強く取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今日は具体的に二つお伺いいたします。

一つ目ですが、県外からの移住であるAターンだけではなく、県内他自治体から大仙市への移住についても、各種の移住定住支援策の対象とするのはいかがでしょうか。具体的には、例えば、大仙市雇用助成金制度、この制度では、事業所が正社員として雇い入れた原則45歳未満のAターン者に対し、従業員採用規程や求人票に定めた入社準備に係る経費、主に引っ越し費用等を支払う場合は助成金を交付しています。しかし、県内からの移住に対してはこれが出ておりません。県内からの移住であっても引っ越し費用等が発生する可能性は大いにあり、Aターン者と同様に県内他市町村からの移住を伴う雇い入れについても助成のニーズはあるものと思います。ちなみに、秋田県内の大学や短大への入学者数は、キャンパスの所在地別に集計すると、およその数ですが秋田市が2千人、由利本荘市が250人、大館市が100人、そして大潟村が50人となっています。中退者を差し引いても毎年2千人以上が県内の大学や短大を卒業していることとなります。また、今述べた数字には専門学校等を卒業した方の数字は入っておりません。

採用難に苦しむ市内の事業者の声も聞きますので、事業者の採用活動の一助ともなる

と思います。また、市内の各事業者が県内他市での採用活動を、より積極的に行っていくことで、本市の移住・定住促進にも直結するものと考えます。

また、別の制度で、大仙市移住支援制度、この中に三つの事業があります。「移住引越支援金」「若者・子育て世帯家賃支援事業補助金」「住宅取得支援事業補助金」、この三つの事業があり、どれも県外からのAターン者であることが必須条件となっています。これらの事業についても、県内他自治体からの移住者を支援対象に含めるようにはできないでしょうか。ちなみに、大仙市人口の社会増減について、当市の市民部市民課が作成した資料から、令和2年10月から令和3年9月までの1年間のデータを調べてみました。転入者数は1,410人、転出者数は1,713人であり、差し引きで303人の転出超過となっています。転出超過数の内訳を見ていくと、関東への転出超過が104名、宮城県へが80名、お隣の岩手県へが44名、そしてそれ以外の県外が13名となっています。しかし、最も多いのは、秋田市への173人となっています。この秋田市も含めた都市部への転出が多いという傾向が非常に見てとれます。

なお、秋田市以外の県内自治体からは、逆に転入の超過となっておりまして、111名の転入超過となっております。転入超過である秋田市以外の県内自治体からの移住を強く後押しすることははばかれるかもしれませんが、せめて大きく転出超過となっている県内都市部からの移住については、県外からの移住同様に支援しても良いのではないのでしょうか。

二つ目の具体策ですが、「若者・子育て世帯家賃支援事業補助金」を、若者の単身者世帯に対しても支給してはかがかというものです。

若年層の単身者が増えますと、婚姻数の増加、それに伴った出生数の増加も期待できます。また、労働生産者人口の低下を抑えることにもつながります。そのため、若年者層の単身者の移住・定住支援もすべきであると考えます。

以上、二つの具体案についてご所見をお聞かせください。

- 議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 青柳友哉議員の「若者の移住定住支援」に関する質問につきまして、企画部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 伊藤企画部長。
- 企画部長（伊藤公晃） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、若者の移住定住支援についてでございますが、はじめに、「大仙市雇用助成

金制度」につきましては、雇用機会の拡大と若年層の地元定住を促進し、地元企業の振興と地域の活性化に寄与することを目的に、旧大曲市時代から実施しているものでございます。

令和2年度には、県外からのAターン者雇用を促進するため、事業所の自社規程に基づき手当とした、被雇用者の入社に係る準備費用に対する助成金として「入社準備区分」を創設するなど、制度の見直しを図りながら、長きにわたって地元企業への支援として実施してまいっております。

しかしながら、昨今の新規高卒者の高い県内就職率や、コロナ禍を契機とした価値観の変化、働き方の多様化など、社会情勢が大きく変化しているほか、課題となっております大学進学者等のAターンを促進する効果的な対策が必要となっていることなどから、さらなる制度の見直しや拡充が必要であると認識しておりまして、今後、要件緩和も含めまして、時代やニーズに合った支援の在り方について模索してまいりたいというふうに考えております。

次に、移住支援制度の助成対象者要件の緩和についてであります。同制度については、現在、「住宅取得支援」「若者・子育て世帯家賃支援」及び「引越支援」を実施しており、それぞれに共通した要件として、「市外で連続して5年以上居住し、かつ本市の住民となる直前に連続して1年以上県外に住民登録していた者」としております。

このうち、若者や子育て世帯への支援につきましては、「若者・子育て世帯家賃支援」の対象要件を「双方の年齢が40歳以下の夫婦、又は中学生以下の者と同居していること」としているほか、「住宅取得支援」において、同様の要件に該当する場合は、補助限度額に50万円を加算するなど、若者の移住・定住の促進に力を入れているところでございます。

今年度は、第2期移住・定住促進アクションプランの最終年度であることから、現在、事業の検証や見直しなどを行いながら、第3期となるプランの策定を進めているところであり、本市に移住された方や、地元企業の代表者などで構成いたします移住支援検討会議において意見を伺うとともに、本市の制度を活用して移住された方々へのアンケートも行うなどして、移住支援制度の充実を図っていくこととしております。

いずれにいたしましても、若者の定住促進は、人口減少の抑制に向けた重要な取り組みの一つであるというふうに認識しておりますので、コロナ禍をきっかけに地方移住への関心が高まっているこの機を捉えまして、引き続き県外からの移住促進に取り組むと

ともに、移住・定住を決断する際の重要な要素となる「暮らし」や「しごと」をはじめ、様々な角度から検討を加えながら、議員ご提案の要件緩和も含めまして、若者の移住・定住につながる効果的な支援制度体系、これについて研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○7番（青柳友哉） 丁寧なご答弁ありがとうございました。まず、雇用助成金の方については、全体的な見直しというか、全体を見ながらただ追加するだけではなくて、見直し、拡充を検討されるということでしたので、すぐ一朝一夕にできるものではないと思いますが、年度内とかいったぐらいのスピード感で是非やっていただきたいなと思います。

移住支援の方については、ちょっとですね、あまり県内からの移住支援については、ご答弁の中ではそんなに積極的な形ではないのかなという印象は受けましたが、ご検討いただけるということですので、第3期のアクションプランの検討の中で一緒に検討していただければなと思います。

あともう一つですね、アンケートを取る時に移住してきた方にアンケートを取っているということでしたが、移住を検討したが、やはり来なかった方という意見も、どうか取っていただきたいなというふうに思います。成功事例だけだと、なかなか惜しかった部分が拾えない、今後も拾えないということになる可能性があると思いますので、その点をお願いしたいなと思います。

こういう移住とか定住とか定着、若者についての話は、大仙市を知ってもらって、選ばれてですね、移住先とか居住先とか働く先として選ばれて、最後に実際に住んだり働いて、満足し続けてもらうっていう必要があると思っています。これ三つができないと、なかなか定着ないと思うので、これは各部だったりとか、課だったりとかというのではなくて、もう全市挙げていろいろ仕事の面もありますし、暮らしの面もありますし、教育の面もありますので、是非、市長にはトータルで、知ってもらえて、選ばれて、そして満足して住んでもらえる、そういった市を目指していただきたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 今、青柳議員から激励も込めて再質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

まず、大仙市を知っていただく、そして選んでいただく、そして満足していただくと、この大事な要素については、これまでも取り組んできたつもりでしたけども、まだまだ足りないというご指摘だと思いますので、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

若者移住定住支援については、先程来、私もいろんな商工会の会議の挨拶で、実は秋田市との何ていいますかね、行き来でマイナスになっていると。あまり言うては駄目かもしれませんが、隣の横手市、仙北市、美郷町からは、しっかりプラスの出入り数になっているんだけど、秋田市とはマイナスになっているということで、挨拶でもお話ししてきましたけども、当然ですね、秋田市を意識した見直しはしていきたいなど。秋田市だけというのはおかしいんじゃないかという内部での意見もありましたけれども、例えば大学のね、所在地のお話が、卒業生のお話がありましたので、そうした学生の方々をターゲットにしたというと、由利本荘市さんとか、県立大のね、そうした大学のあるところもあれになるかもしれませんが、まず実態をですね、見極めておりますので、それに即した対策をですね、してまいりたいと、見直しをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） これにて7番青柳友哉議員の質問を終わります。

【7番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従い、質問させていただきます。

まず、学校給食の無償化についてお尋ねいたします。

学校給食無償化の流れは、平成29年度に文部科学省が行った全国学校給食無償化等

実態調査時から大きく前進してきております。平成29年調査では、小・中とも完全無償化、小学校のみ無償化、中学校のみ無償化、そして一部助成の合計は506自治体であり、そのうち小・中とも無償化の自治体76自治体の93.4パーセントが町村立の小・中学校とのことであります。

しかし、この5年間には、コロナ感染症や物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済対策も加わり、市立小・中学校での無償化が一気に進んできております。群馬県安中市、鹿児島県南さつま市、栃木県大田原市、茨城県潮来市、千葉県成田市、群馬県渋川市、北海道紋別市、山形県寒河江市、沖縄県宮古島市、石川県小松市などで行われております。

小・中学校の無償化率が最も高い群馬県は、29年度は8自治体でしたが、令和3年度には12自治体に増え、来年4月からは太田市が実施予定しており、これにより一部助成も含む給食費無償化の取り組みは、29年度の6割から令和4年度には8割を超えることになるようであります。

また、文部科学省は、物価高騰対策として、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の保護者負担の軽減を図るよう、各都道府県に通達を出しておりますが、こうした中で給食費を値上げしないことにとどまらず、新たに無償化を実施する自治体も相次いでおります。

愛知県の愛西市、愛知県津島市、愛知県犬山市、兵庫県香美町、鳥取県日野市などに加え、青森県の青森市では、今年10月から実施し、また、大阪市では検討中との情報もあります。これらの自治体には、実施期間を限定しているところもありますけれども、社会経済情勢や全国の流れに機敏に対応し、無償化に踏み切る自治体が増えることは、いずれは義務教育は無償の理念に基づき、学校給食無償化も国の実施となることの大きな一歩となることを期待するものであります。

是非、大仙市もコロナ禍や物価高騰を機に、起こっている全国の流れに乗り遅れることなく、学校給食無償化を実施し、秋田県での無償化のうねりを作ってもらいたいものであります。

さて、私はこれまで何度も学校給食の無料化で質問させていただきましたが、答弁では、学校給食費のうち、給食材料費については学校給食法で保護者の負担とするとなっていることから無料化は考えていないと繰り返されてまいりました。法の壁により実施できないとすれば、全国で無料化を実施している自治体は法律違反となるのではと疑問

なところではありますけれども、学校給食法や施行令の趣旨を理解すれば、各自治体の判断で無償化ができることになっているのであります。そのことを示すのが昭和29年9月28日に、当時の文部省が学校給食法制定の趣旨として、経費の負担等について述べた文書があります。文書では、これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。要するに、これらの規定は、小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がいよいよ円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきであるとしているのであります。

また、今年4月20日の衆議院内閣委員会で、我が党の塩川鉄也議員が学校給食無償化を国として実施することを求めた質問に対する政府答弁でも、立法の趣旨に基づき、各自治体において各地域の実情に応じ検討されるべきものと述べているのであります。これらから言えることは、これまでの給食の無料化を求めた質問への答弁に繰り返し引用されてきました学校給食法で食材費については保護者の負担という部分の理由は、使えないこととなります。

昨年の市議選では、小・中学生の子どもさんを持つお母さんに、子育て支援で最もやってもらいたい施策を尋ねましたところ、間髪入れずに給食費を無料にしてもらいたいと返ってまいりました。初めてお会いする方でありましたけれども、この方の言葉から、学校給食無料化への期待の高さが伺えたところであります。

日本の教育費は世界一高いと言われる一方、30年間も賃金が上がらない。そこに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で倒産や失業、ロシアによるウクライナ侵攻の影響、さらには円安による物価の高騰で、家計と地域経済はこれまでにない打撃を受けております。こんな時だからこそ、子育て支援、家計応援策として、学校給食の無料化が求められており、是非、大仙市でも無料化するよう要望するものであります。これへの見解を求めます。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります「学校給食の無償化」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 築地教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（築地 高） 質問の、学校給食の無償化についてお答え申し上げます。

学校給食の食材費につきましては、学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担、それ以外の学校給食費に要する経費は児童・生徒の保護者の負担とされていることから、本市においては保護者に負担をお願いしております。

議員ご指摘のとおり、この規定は、経費の負担関係を明らかにしたものであり、保護者の負担を軽減するための補助を禁止する趣旨でないことから、一部の自治体において独自の判断により様々な形で補助を実施しているものと認識しております。

また、給食費の無償化につきましては、教育委員会には、学校生活の充実や子どもたちの健やかな成長のための環境整備に加え、ふるさと教育の推進や特別支援教育の充実、ICT環境のさらなる整備、少子化への対応など、次代を見据えた対応が求められております。こうした状況を踏まえると、給食費の納入については、これまでと同様の対応をお願いしたいと考えております。

なお、学校給食の無償化につきましては、今後、市全体の子育て支援制度という大きな枠組みの中で、各施策とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 様々な教育の中でのふるさと特別授業、ICT、少子化問題など取り組んでいるというふうなことですが、こうした問題はどこの自治体でも取り組んでいる教育事項だというふうに思っております。今回、学校給食の無償化に至った経緯について全国調査の中でも、どういう経緯で無償化に至ったかというふうな中に、市長の公約と、意向というのが挙げられておりますね。東北で無償化が最も進んでいる青森県というのは中核市で全国で初めて行われるわけですがけれども、2019年4月現在では、合わせて16の、40自治体の4割が無償化にしておったんですが、ここ3年の間に相当増えまして、18、19かな、になるというようなことのようにあります。どの町でも最初にやった七戸町ですね、これ町長の公約でした。2020年10月から実施した五所川原では、選挙中の市長の公約でした。2020年4月から実施した横浜町という

ところでは、町長の公約でした。10月から始める青森市では、共産党候補は学校給食無料化を掲げて戦ったんですが、敗れたんですけれども、その後、この物価高騰なども受けて市長は7月に10月から実施すると。今年度については、国の臨時交付金を利用するけれども、その後も財源をしっかりと確保して無料化を実施していくというふうなことです。

このようにね、無償化するかしらないかというのは、首長のね、意向、公約というふうなところによるところが一番大きいというふうに思います。市長のね、やる気次第だなというふうにも思っているんです。様々ね、子育て支援とあわせながら検討していくというふうなことなんですけど、どこも少子化対策、そして子育て支援策の充実を求める自治体での活動は、幅広く進んできておりますので、大仙市は県内一の子育て支援策をやっているという自負をされております老松市長でもありますし、この学校給食の面でも秋田県のトップバッターをね、切っていただければというふうに思います。

この財源の問題なんですけど、大仙市の場合は3億円というふうなことになっておりますけれども、青森県ではこれらが無償化を進めてきた方々によりますと、まず自治体の大小に関わらず学校給食費の無料化を実現するには、まず1パーセントあればいいというふうなことでありました。大仙市は、まず450億というふうな一般財源の中から見ますと、0.68パーセントくらいというふうなことで、1パーセントにも満たない財源でこの無償化を実施できるというふうなことで、そうしますと、もうこれは財源の問題というよりも、もう市長自身のやる気の問題だなというふうに思っておりますので、何度も何度も同じ答弁で子育て支援と並行して考えていくというような、じゃあ何をやるのというふうなところ、同じような答弁繰り返さないで、思い切ってやりますというふうなことをね、是非、決断をしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。これへの答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

昨日の佐藤隆盛議員のご質問にもお答えしておりますけれども、まず、県内のね、6町村が既に実施しているというのは分かっておりますけれども、動きは残念ながらね、最近ないようなんですけれども、また、地方創生臨時交付金で、去年とかおとしですかね、一定の期間の学校給食費を無償化したという隣の市もありましたけれども、そうしたことの状況、全部承知しているわけなんですけれども、やはり約3億2,000万円というこ

の財源、学校給食費納付金、これをですね、なかなかどういった形で処理するかというのは、財政当局は頭が痛いところでありましてけれども、いずれ前の議会ですかね、高橋徳久議員からたばこ消費税というような、財源としての提案、そして昨日、ふるさと納税というような具体的に佐藤隆盛議員から財源としてのご提案がありました。そして、佐藤隆盛議員からは、対象者とかですね、対象経費、無償化の対象経費についての考え方の一例をですね、お示しをいただいたりしておりますけれども、いずれ恒久的なといえますかね、持続可能な施策にする、持続可能な財源を確保する、そうしたことが大変重要な部分ですので、しっかりと子育て制度等検討会議、庁内のプロジェクト会議ですけども、子育て支援策全てをここでチェックしているわけでありまして、ここでもう一度ね、これ毎年検討してきている、まな板に上げているというふうに昨日申し上げましたけれども、学校給食費については無視しているわけじゃなくてですね、しっかりと議論をさせていただいております。その中で今年の予算から、明日からですかね、2歳児の保育料の無償化ということをお仙市は選んだわけでありましてけれども、これは私の気持ちもありましたけれども、やはり幼児の場合は両親も若いということで収入も少ないだろうと、そういった意味でこの保育料の負担というのは、申し訳ないですけども小・中学生の親御さんよりも厳しい負担になっているのではないかなというような思いからですね、若いご両親ということで収入も低いのではないかとということで、こちらの方を選ばせていただいたと、検討させていただいているということでもあります。いろんなまだそのほかにも事情があるわけですけども、これだけ多くの皆さんから学校給食費の無償化ということですね、ご要望を受けておりますので、何かしらの答えを出していかないといけないかなとは思いますが、いかんせん先程来申し上げましたように、恒久的な制度といえますかね、持続可能な制度にするため、どこまでお仙市、今の財政事情でできるかどうか深く考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 昨日の佐藤隆盛議員、中学生あたりからの、中学生になると非常に教育費が幅広くなり、また、非常に経費の、お金の掛かる世代から、全国的にも中学校からやるというふうな、そうした自治体もあるわけです。そういう段階的な実施という

ふうなものも十分考慮に入れながら質問をさせていただいているわけですので、何らかのそうした無償化にしっかりと踏み出すというふうなことを、是非やっていただきたいというふうなことを改めて申し上げてこの質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、住宅リフォーム支援事業の改善について要望を申し上げます。

年金で暮らす一人暮らしの女性から切実な要望が寄せられました。屋根の塗装の見積りを立ててもらったところ15万円かかるとのことでありました。年金、月8万5千円程度では塗装費用に回す余裕もなく、少しでも補助をしていただける制度はないかとのことでありました。

大仙市住宅リフォーム支援事業には、子育て世帯以外の一般世帯が行う工事の住環境改善工事として省エネルギー化工事が対象となっており、その中に屋根または外壁への遮熱塗装工事も含まれております。しかし、補助対象工事額は税抜きで20万円以上の工事となっていることから、20万円未満では支援事業の対象にはなれません。また、20万円未満でどれだけの面積を遮熱塗装できるものなのかもちょっと分かりませんが、自宅で暮らす高齢者の多くは、冬に向けて少ない年金から雪下ろし分を寄せ、市の雪対策サービスも利用しながら冬の生活をしのいでおります。春になって屋根や外壁の傷みに気付いても、そこまでは手が回らないのが現状であります。住み慣れた自宅で長く暮らすためには、雪対策と同様に住まいの保全対策も必要と思われれます。

そこで提案ですけれども、市の住宅リフォーム支援事業の住環境改善工事について、対象工事額を10万円以上とすること、そして、一般的な塗装も可能となるよう、住居保全工事を組み入れることができないか検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「住宅リフォーム支援事業の改善」に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくご願ひいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 質問の、住宅リフォーム支援事業の改善についてお答え申し上げます。

本事業は、平成21年度から始まり、自らの住宅をリフォームされる方へ財政的支援を実施することで居住環境の向上を図るとともに、事業開始当時は経済危機対策の一環として市内住宅産業の活性化に資することを目的としたものでございます。

事業開始以降、対象工事の追加や補助要件の見直しなどを行いながら14年目を迎え、毎年度、当初予算を上回る申請をいただいている状況であります。今次定例会でもお願いしておりますが、関連する予算の補正をご承認いただきながら事業を継続しているところでございます。

議員ご提案の住環境改善工事の補助内容の見直しであります。住環境改善工事は、衛生設備、省エネルギー化、それからバリアフリー化など、住宅機能の強化を図っていただくことを目的にしておりますことから、住宅の保守や維持的な内容を対象にできないことで、申請される方からはご理解をいただいております。

また、工事金額につきましても、今年度から全ての対象工事を税抜き20万円以上としまして、さらに、これまで同一住宅で補助上限額までしか申請できなかった補助を、5年度経過ごとに再度申請できるリセット制度というものを取り入れまして、リフォーム工事を計画的に実施される方へ支援できるよう見直ししたところでございます。

本事業は、住宅の機能性向上を目指して実施する工事を支援するものであり、今後も、この目的に沿いまして現行の制度を運用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 大仙市の75歳以上で一人暮らしの高齢者というふうなのは、令和3年度、3,386人、これは施設等を住所としていない方々の人数でございます。高齢者の多くは、介護が必要になっても住み慣れた我が家で暮らし続けたいと願っております。介護保険や日常生活支援サービスも、こうした願いに沿って様々な施策が展開されているわけでありまして。高齢者宅の雪下ろし支援は、雪対策総合事業支援で大変喜ばれておるわけですが、雪下ろし費用も大変でありますので、雪下ろししなくてもいい屋根は雪がよく滑るように、そして、下ろさなければならない屋根は下ろしやすいように屋根の塗装等で保全是少しでも雪下ろし費用の節約にもなれるのではというふうに思います。10万円以上というふうな部分が少しでもその遮熱塗装というふうな部分

に掛けて高齢者の屋根も直せるのであれば、何よりではないかなというふうに思うわけですので、是非、この金額的な部分だけでもご検討いただければというふうに思うわけです。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

金額下げられないかという再質問でございますけども、一応、リフォームというこちらの補助の制度上、工事費が安価になりますと、やはり遮熱塗装も、結局、塗装できる面積というのは限られてくるかと思えます。現行の制度では、その後、追加の補助制度を適用したくても5年間は補助制度を受けられないということになってございますので、いいものを使うとすれば若干確かに割高になるかと思えます。塗料なんかは。ですので、一時的な出費はあるかもしれませんが、その一時的な出費を掛けてでも住宅を長く使っていただいて、計画的にリフォームしていただくというのがこの制度の本来の目的でございますので、これまでの実績等を踏まえまして20万円以上という設定額を設定させていただいたものでございますので、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（後藤 健） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 非常に私の質問は、高齢者福祉等のそうした観点も含んでいるのかなというふうに思います。高齢者等除排雪サービス事業と、それと一体でこの屋根の補修というふうな部分も、これからは検討していかなければいけない問題なのではと。高齢者が自分で屋根を直す、屋根ぶきをするというふうなのは、はっきりいってなかなか難しい。しかし、施設や、あるいはそういったところに行かずとも、自分の家で長く暮らすためには、せめて屋根の補修をしたい。しかし、年金が非常に少ない、こういうふうな場合の方々に何らかの助成、補助制度というふうなものが組めないか、この辺を少し念頭に入れて今後の福祉サービス事業の分野でも検討いただければ、リフォーム助成制度に限らずそういった方向での検討も是非お願いしてこの質問を終わります。

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） それでは、質問の最後に、花火出品業者宿泊施設及び大会管理運営施設建設事業について、6月議会に続いて2回目の質問をさせていただきます。

この施設建設に関する6月議会質問への答弁は、先立って行われた議員説明会の内容の域を出るものではありませんでしたが、その後も建設に反対する多くの声が寄せられております。

花火の日以外はあまり使われないような施設は建てるべきではない。

地域や市民経済の活性化につながるとは思えない。

一旦建ててしまえば多額の維持費が掛かる。物価高も考えれば、箱もの建設は慎重でなければならない。まして通年で利用される施設ではなさそうなので、建設は無謀だ。

ホテルは毎日宿泊者がいてこそ成り立っているのに、この施設での経営は成り立つとは思えない。

施設の運営は誰がやるのか。花火の日は、どのホテルも手一杯で、この施設には手が回らないのではないか。

観覧席があまりにも高くなったので、もう観に行けません、そう言っている人はいっぱいいるよと。

施設の建設費に充てるために観覧席料を高くしなければならないようなやり方は、商工会議所は商売に走っている。

建設費や維持費の確保ができない場合、誰が責任を取るのか。市が補填するようなことは絶対認められません。

また、花火師が泊まる施設だったら、西根側に造る方が便利でしょう。

などなどではありますが、第2回定例会でも申し上げたように、この施設建設を歓迎する声は一向に聞かれません。

また、周辺住民への説明会の場で協力金なるものを提示しましたが、建設場所に最も近い船場町や緑町からは、住民の総意で協力金を拒否したことも報じられたことは周知のとおりであります。

以上から、今回、私は、この施設建設は中止すべきではないかとの立場から、また、

前回の第2回定例会での質問への答弁に関して幾つか質問させていただきます。

1番目には、市長は、こうした市民の間に広がっている建設反対の声に耳を傾けるべきであり、それも行わずに商工会議所が実施主体だからとして黙認し、建設を強行することは大問題だと思います。花火産業構想第Ⅱ期の共同策定者として、この施設建設事業については再検討すべきだと考えますが、どうでしょうか。

二つ目には、花火出品業者宿泊施設及び大会管理運営施設と銘打ってアクションプランに加えられましたこの施設の目的を改めて見ますと、花火師の宿泊所の確保の項では、経済波及効果上、一般観覧者の宿泊が重要なファクターであり、新たな宿泊場所の確保が喫緊の課題であるとしております。また、3項目では、花火による交流推進に資するプラットフォームづくりでは、各種の花火大会実施に当たり、国内外からの訪問団の受け入れや花火関係者の^{しょうへい}招聘に対応できる会場を確保、そして必要となる観覧場所や宿泊所の確保としております。

花火出品業者の宿泊所とする一方で、一般観覧者の宿泊所や招聘団の観覧・宿泊所としているので、どうも矛盾を感じているのであります。果たしてこの施設に全国から集まる花火師さんたちが泊まることができるのかどうか、明確な答弁を求めます。

三つ目には、この施設は花火出品業者宿泊施設と銘打ってはいるものの、事実上ホテルではないでしょうか。全国から花火師が集まる花火大会は、年1回から2回であり、年360日余りはホテルという機能ではないでしょうか。修学旅行誘致などで多くの人数がまとまって宿泊し、花火鑑賞をメインとして大仙市内の観光施設見学などで地域活性化に結びつけたい狙いもあるようですが、令和3年度行われた体験型修学旅行誘致事業の結果と、令和4年度以降の方針を見ますと、思惑どおりにはいかないことが分かります。

令和3年度の体験型修学旅行誘致事業では、令和3年の9月から11月の間に県内5校の小・中・高から179名を受け入れ、大曲花火公園において花火鑑賞を、打ち上げを行っております。そのうち1校は20名が市内に宿泊しております。

花火の打ち上げは、新型コロナ対策として市が打ち上げ費用を負担しておりますが、これがなくなれば打ち上げ費用を学校側が負担することになり、その金額が高額となることから、花火打ち上げを旅行の行程に入れない学校が多いとされているようであります。

また、多くの人数が泊まれる宿泊所がないことが、観光客が他市に流れているという

評価もしておりますが、修学旅行の目的や行程によって宿泊先が選ばれるのでありまして、修学旅行というものはそういうものだと私は思います。

先の一般質問への答弁で、市長は花火出品業者宿泊施設は、地域活性にとって必要だと明言しておりますが、そう考える根拠について明確にお答えください。

四つ目に、ホテル機能の宿泊所ですが、この宿泊所の建設に当たって、その建設費を市民や全国の観客からの高い席料と観覧席設置経費の節減で充てようとしております。観覧会場の環境整備向上に充てられるべき観覧の席料が、観客とは関係のないホテルという、その建設経費に回すという目的外使用も私は甚だしいと考えます。したがって、ホテルの建設経費を花火振興特別会計の事業費に計上することは、誤ったやり方ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

五つ目として、さらに大曲の花火ならではの臨場感をつくる栈敷席から経費節減のために椅子席にシフトしようとしておりますが、その運搬作業や保管、汚れ落としの作業などで新たな負担が出てくるとは思いますけれども、栈敷席設置費と比較し、どれだけの経費節減が図られていると見込んでいるのかお知らせいただきたいと思えます。

経費節減ができれば、普通は料金が安くなって当然と思えますが、逆に大幅な値上げを行い、建設資金に回そうとしていることを観客が知ったら、どんな思いをするでしょうか。安かろう、悪かろうという話がありますけれども、今回の施設建設により大曲の花火は、高かろう悪かろうとやゆされ、100年を超え地域の人々に受け継がれてきたおもてなしの心が消えることになりはしないかと心配なところです。

六つ目に、市民の多くが施設建設後の維持費を大変心配しております。ホテルの稼働日数は維持費を生み出せるのか、施設運営に手を上げる業者はいるのか、様々な問題を考えても、明るい見通しは持てません。市長はこの点をどのように考えるでしょうか。

以上でこの件に関する質問を終わります。

- 議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告であります「花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設建設事業」に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 富樫経済産業部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 質問の、花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設建設事業についてお答えを申し上げます。

はじめに、建設事業の再検討についてでありますけれども、当事業は花火産業構想の根幹を担う「大曲の花火」にとって必要な拠点施設であるとの考えから、構想策定4団体によるプロジェクト会議において十分な協議の上、アクションプランへ追加が承認されたもので、当事業については実施主体であります大曲商工会議所において既に機関決定された事業であります。今後、様々なご意見に配慮しながら事業が進められていくものと考えてございます。

次に、花火出品業者の宿泊につきましては、この施設に大勢の花火師が宿泊するのは夏の大会開催時のみが想定されており、アクションプラン記載の国際花火競技大会やプライベート花火などについては、それ以外の機会において利用されるものと伺っております。これらを総合して、施設の有効活用が図られるものと考えております。

次に、施設による地域活性化につきましては、当事業は経済波及効果約156億円を生み出す「大曲の花火」が今抱える課題を解決するために計画されたものであり、先程申しあげました夏の大会以外の各種花火イベントのほか、スポーツ合宿など花火以外の用途でも有効活用することにより、観光消費及び交流人口の拡大などの地域活性化に寄与するものと考えます。

次に、建設経費の花火振興事業特別会計への計上につきましては、当会計は大曲商工会議所の会計でありますので、その是非についてはお答えできる立場にはございませんけれども、「大曲の花火」の収益は「大曲の花火」に還元するということが基本でございまして、会場整備や駐車場、雑踏警備、感染症対策などと同様に大会運営に必要な経費として建設事業費が花火振興事業特別会計に計上されているものと考えております。

次に、観覧席形式の変更に伴う経費節減につきましては、観覧会場工事費としては、前回大会、93回大会の実績が約2億9,000万円、令和4年度の予算、つまり今回の94回大会でございしますが、約1億5,000万円となっておりますので、約半分の金額と見込まれております。

また、観覧席料金につきましては、実行委員会では、花火の内容はもちろんのこと、料金以上の満足度を得られるよう、おもてなしの心を忘れることなく、これまで以上に大会運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設の運営につきましては、当該施設は宿泊業として利益を得ることを目的としていないため、必要時のみ利用されるものと伺っております。具体的な運営方法につきましては、今後、大曲商工会議所が主体となり検討されていくこととなりますが、大

きな成果が得られるよう、市としても様々な場面で活用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 前回ときほど変わらない答弁であったかなという印象でした。

この市の構想に掲げるというふうなことは、はっきり言って市の事業になるわけです。そういう意味では、市民の理解が得られるものでなければいけないわけですがけれども、これまで花火産業構想ではハード事業も含めて様々な事業を行ってきましたけれど、この建設事業に対しては、これまでにない批判や怒りや反対、建てては駄目だ、こういう声がうんと寄せられてくるわけです。市長はね、建設場所の問題だとか必要性を感じられないというそういった問題、あるいは値上げをしたその料金でこの建設費に充てるなど、そういうふうな内容に私は市民の理解を到底得られるものではないんじゃないかというふうに感じますけれども、市長のね、これに対する認識をね、お聞かせいただきたいと思います。

それから、やっぱり年1回だけ花火師が泊まることができる、1回だけだというふうな、確かに花火師が100人以上も集まる大会は、夏の大会だけですけれども、この年1回だけ花火師が泊まることのできる施設、そして、それ以外は様々な交流活動などに利用するというふうなご答弁でございました。

それにしても、年、たった1回しか使わない、花火師しか泊まれない施設を、あえて花火出品業者宿泊施設というふうな名前を使って、市民の皆さんに一定の説得力を与える、そういう印象がどうしても拭えないわけです。何回も利用するわけないでしょうとか、花火師さんが泊まる施設なんでしょう、花火師さんが泊まるんだったら西根の方がいいんじゃないのっていう、こういう声ばかりが多くなっているわけですがけれども、何でこんなふうに年1回の花火師さんの泊まる施設を、あえて花火出品業者宿泊施設といって6階建ての10億円もする施設の名前にしているのかというところ、その辺を教えてくださいたいと思います。

そして、花火師さんが泊まる施設だというのであれば…時間がありませんので、これに答えていただくように、そして最後に、やっぱりこの施設に対する市民からの疑問と

いうふうなのは、引き続きずっと続いております。商工業の総合的な改善、発達、社会一般の福祉増進に資するというふうな、こういう商工会議所の目的だとかにも、この営利を目的としてこの施設を建てていくと。これちょっと問題があるんじゃないかというふうなこと、それから、その施設を利用して関わる参入者、業者、こういったところ、これにはやっぱり特定の法人、個人を利するそうした事業は商工会議所はやってはいけない、こういうふうにもなっているわけで、様々な形で少し商工会議所法という原則に反しているのではないかというふうなことを申し上げて終わります。答弁をお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

今日ご質問されている件につきましては、これまで何回となく答弁してきたところであると思っておりますけれども、まずはこの施設につきましては、先程、富樫部長から答弁しましたとおり、もう商工会議所におきまして、もう機関決定、市でいうと議決をしたようなレベルの決定がされているわけでありますので、それにつきまして今の段階でどうのこうの言うのは控えさせていただきたいというふうに思っておりますが、ただ、いろんな意見については、機関決定される前にですね、市の方からも申し上げておりますし、それから、市民の皆さんから寄せられている意見もですね、商工会議所の方にお伝えしているところであります。そうしたもろもろを受けてですね、商工会議所の方でけんけんがくがく長い間議論されて決定されたものだというふうに思っております。

いろいろお話しなければいけない点もあろうかと思っておりますけれども、名前については商工会議所の方で命名したのでね、私の方でどうのこうの言うことはできないわけですが、ただ、やはり先程答弁申し上げましたように、一番の問題がやはり花火出品業者のやっぱり宿泊施設ということ、それから、毎年作っては終わった後に解体しておりました警備本部、それから審査員席、そうしたものをですね、何とかしっかりと恒久的なものといいますかね、作って、毎年作っては壊さなくてもいいような形でできないかと、そうした大会管理運営施設と、そうした大きな懸案を解決するための施設だということで、こうした名前が付いたものと私は思っているところであります。

いずれ利活用等これからの運営につきましては、商工会議所がいろいろ詳細についてまとめていくことだと思っておりますけれども、市としては先程申し上げましたように、多くの皆さんから、花火師をはじめですね、多くの関係者の皆さん、それから、いろいろな目的で利用される皆さんの宿泊施設として、また、花火観覧施設として多くの方々から

多目的に利活用されることによりまして、観光客や交流人口の増大、そして地域経済、または経済の活性化、地域のにぎわいの創出などなど、そうした大きな成果が期待できるものと思っておりますので、できた暁には市としては、そうした目的でしっかりと利活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第81号から日程第36、議案第115号までの35件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第81号から議案第115号までの35件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第37、陳情第9号を議題といたします。

本件は、陳情文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月1日から9月14日まで14日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、9月1日から9月14日まで14日間、休会することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る9月15日、本会議第4日を定刻に開議いたします。大変お疲れさまでした。

午後 1時22分 散 会